

大野城市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要領

平成27年10月23日

要領第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、大野城市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱（平成 年要綱 号。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 要綱の規定による補助を受けようとする者は、補助金の交付申請の事前相談として、建築物調査申込書を提出し、要綱別表に基づく老朽危険度の判定を受けるものとする。

(老朽危険度判定の結果の通知)

第3条 市長は、前条の規定による事前相談があった場合において、空き家等に係る建築物の調査を実施し、その老朽危険度の判定をしたときは、その結果を建築物調査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(様式)

第4条 要綱の施行に関し必要な書類の様式は、次の表のとおりとする。

様式番号	名称	関係規定
様式第1号	建築物調査申込書	要領第2条
様式第2号	建築物調査結果通知書	要領第3条
様式第3号	補助金交付申請書	要綱第7条第1項
様式第4号	実施（変更）計画書	要綱第7条第1項 要綱第8条
様式第5号	補助金交付申請同意書	要綱第7条第1項
様式第6号	補助金交付手続等代行届	要綱第7条第2項
様式第7号	補助金交付決定通知書	要綱第7条第3項
様式第8号	補助金不交付決定通知書	要綱第7条第3項
様式第9号	補助事業着手届	要綱第7条第5項
様式第10号	補助金交付変更申請書	要綱第8条

様式第11号	補助金交付変更決定通知書	要綱第8条
様式第12号	事業完了報告書	要綱第9条
様式第13号	補助金額確定通知書	要綱第10条
様式第14号	補助金交付請求書	要綱第11条第1項
様式第15号	補助金交付決定取消通知書	要綱第12条第2項
様式第16号	補助金交付申請取下書	要綱第13条第1項

附 則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。